

シーニックバイウエイルート 審査方針

1. ルート指定等の基本方針（シーニックバイウェイ北海道の基本方針3-（1））

ルート指定はシーニックバイウェイ北海道のブランド形成を図るための出発点であり、そのため、ルート指定にあたっては、特に以下のような点に留意する。

①シーニックバイウエイルート

シーニックバイウェイが魅力ある観光周遊ルートとなるために、選択性の高い広域周遊ネットワークの形成が必要である。そのため、北海道内の各地域において、それぞれの特徴ある地域資源の保全・改善を行い、全域におけるルートの体系的配置を推進する。

②シーニックバイウェイ候補ルート

持続的なルート運営を図るためには、地域の熱意が不可欠である。初期段階として登録するなど、ルート指定に向けた積極的な取り組みを推進する。

2. ルート指定又は候補ルート登録のための必要書類

（1）シーニックバイウエイルート

- ①シーニックバイウエイルート提案書
- ②ルート運営活動計画
- ③ルート運営活動計画に対する対象市町村長の意見
- ④シーニックバイウェイ候補ルート登録時における付帯意見の対応表

（2）シーニックバイウェイ候補ルート

- ①シーニックバイウエイルート提案書
- ②ルート運営活動計画書の骨子

3. ルート指定の審査方針

①目的に対する合理性の確保

ルート指定の目的を達するために、審査の観点を定める。

②審査における公平性の確保

審査においては、公平性の確保に努める。

③手続きにおける透明性の確保

ルート指定手続きにおける申請から指定までの透明性を確保することに努める。特に、公募方法、審査結果については、適切な手段により情報提供、公開を行う。

4. ルート指定の審査基準

（1）指定書類の確認

必要書類の提出については、協議会事務局が確認を行う。

- ①シーニックバイウエイルート提案書
- ②ルート運営活動計画又はルート運営活動計画書の骨子
- ③ルート運営活動計画に対する対象市町村の意見（候補ルートについては添付なし）
- ④シーニックバイウェイ候補ルート登録時における付帯意見の対応表（候補ルートについては添付なし）

(2) ルート運営活動計画記載事項の確認（シーニックバイウェイルート募集要項による）

シーニックバイウェイ北海道実施要綱に基づき、以下の項目について審査を行う。

- ①当該ルートの地理的範囲に関する事項
- ②当該ルートの愛称に関する事項
- ③当該ルートの特性と課題に関する事項／当該ルートの特性と課題が、他地域に比して優れた景観資源などが明記されているか。また、活性化に関する資源が整理されているか。
- ④当該ルートにおける活動団体が行う活動の現状に関する事項／当該ルートにおける活動の現状について、活動団体と活動状況がタイプ分類され、ルート運営のための活動実績等が明示されているか。
- ⑤当該ルートの基本方針に関する事項／ルートの基本方針について、大切にすべきイメージなどを含めて方針が整理されているか。
- ⑥当該ルートにおいて活動団体がこれから行おうとする活動に関する事項／当該ルート運営に関する事項について、活動プログラムおよびルート景観形成や地域資源の調査・保全・活用のための活動が明記されているか。

(3) ルート運営活動計画の要件について（シーニックバイウェイ北海道実施要綱による）

- ①当該ルートが優れた景観資源（潜在的資源を含む。）を有し、かつ、当該ルートにおける景観以外の地域資源のうち自然資源、歴史資源、文化資源又はレクリエーション資源のいずれかひとつ（潜在的資源を含む。）について優位性が認められること
- ②提出されたルート運営活動計画を活動団体が主導的に推進しようとしていること
- ③地域住民等と行政が一体となって景観をはじめとする地域の魅力向上に取り組んでいくことができること
- ④ルート運営活動計画の推進を通じ、当該ルートにおける景観の質の向上、当該ルートのブランド化及び当該ルートが存在する地域の活性化が見込まれること

5. 審査方法

- ①審査委員各々が、評価シートにより評価および推薦の可否を判断
※推薦の可否に係わる審査委員会は開催しない
- ②協議会事務局が推薦結果とりまとめ、協議会により指定の可否を決定

6. その他

候補ルート登録後に、景観資源及び地域資源の優位性の確認のため現地視察を実施する。

◇参考資料:評価シートの記載事項

(シーニックバイウェイルート)

- § 審査の視点1 優れた景観資源の有無および地域資源の優位性について
- § 審査の視点2 活動団体によるルート運営活動計画の主導的な推進について
- § 審査の視点3 地域住民等と行政が一体となった地域の魅力向上の取り組みについて
- § 審査の視点4 景観の質の向上、ルートのブランド化、地域の活性化について
- § シーニックバイウェイルート指定の推薦の可否について

(シーニックバイウェイ候補ルート)

- § 審査の視点1 優れた景観資源の有無および地域資源の優位性について
- § 審査の視点2 ルート運営活動計画の策定にむけた対象地域および関係団体、行政との合意形成について
- § シーニックバイウェイ候補ルート登録の推薦の可否について

評価シートにおける記載事項と要件の対応

ルート運営活動計画記載事項	ルート運営活動計画の要件
①当該ルートの地理的範囲に関する事項	(範囲ルートが適切か)
②当該ルートの愛称に関する事項	(対象地域の愛称として適切か)
③当該ルートの特性と課題に関する事項/当該ルートの特性と課題が、他地域に比して優れた景観資源などが明記されているか。また、活性化に関する資源が整理されているか。	①当該ルートが優れた景観資源(潜在的資源を含む。)を有し、かつ、当該ルートにおける景観以外の地域資源のうち自然資源、歴史資源、文化資源又はレクリエーション資源のいずれかひとつ(潜在的資源を含む。)について優位性が認められること
④当該ルートにおける活動団体が行う活動の現状に関する事項/当該ルートにおける活動の現状について、活動団体と活動状況がタイプ分類され、ルート運営のための活動実績等が明示されているか。	②提出されたルート運営活動計画を活動団体が主導的に推進しようとしていること
⑤当該ルートの基本方針に関する事項/ルートの基本方針について、大切にすべきイメージなどを含めて方針が整理されているか。 ⑥当該ルートにおいて活動団体がこれから行おうとする活動に関する事項/当該ルート運営に関する事項について、活動プログラムおよびルート景観形成や地域資源の調査・保全・活用のための活動が明記されているか。	④ルート運営活動計画の推進を通じ、当該ルートにおける景観の質の向上、当該ルートのブランド化及び当該ルートが存在する地域の活性化が見込まれること
(シーニックバイウェイルートは自治体長からの意見照会回答を、シーニックバイウェイ候補ルートは今後の取り組みを参考)	③地域住民等と行政が一体となって景観をはじめとする地域の魅力向上に取り組んでいくことができること